

大口町告示第108号

大口町防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年12月23日

大口町長 鈴木雅博

大口町防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の一部を改正する要綱

大口町防犯カメラの設置及び運用に関する要綱(平成26年大口町告示第50号)の一部を次のように改正する。

第11条中「大口町個人情報保護条例(平成16年大口町条例第17号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

大口町防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(画像の取扱い)</p> <p>第11条 画像の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に定めるところによる。</p>	<p>(画像の取扱い)</p> <p>第11条 画像の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか<u>大口町個人情報保護条例（平成16年大口町条例第17号）</u>に定めるところによる。</p>